

1351年のノルマンディ地方三部会における 王権と地域住民

花 房 秀 一

はじめに

第1章 三部会研究の動向

第2章 1351年のノルマンディ地方三部会の背景

第3章 1351年のノルマンディ地方三部会の検討
— 1348年の三部会との比較から —

おわりに

はじめに

1066年のノルマン征服以来、イングランド王権の支配下にあったノルマンディ地方は、1202年7月から1204年6月かけて、フランス王フィリップ2世（在位1180～1223年）によって征服された⁽¹⁾。カペー王権下において、同地方には14世紀初頭までにルーアン、コー、ジズール、カン、コタンタンの5つのバイイ管区 (bailliage) が設定された。各バイイ管区は中央から派遣されたバイイ (bailli) によって管理され、ノルマンディはカペー王権の直接管理下に置かれて、フランス化 (francisation) が進むことになったのである⁽²⁾。

ところが、ノルマンディは王領地を構成する主要な一地方でありながら、カペー王権による征服以後も、この地方独特の統治機構を有した特殊な地域であった。例えば、エシキエ (Échiquier) は、12世紀からノルマン

ディの統治組織の中核であり、フランス王権下においても、同地方における財務府かつ最高法廷として存続していた⁽³⁾。また14世紀初頭の1315年には、いわゆるノルマンディ憲章 (la Charte aux Normands) がフランス王ルイ10世 (在位1314~1316年) によって発布され、ノルマンディの慣習や特権、自由などが再確認された⁽⁴⁾。

以上のようにノルマンディは、カペー王権による征服以後も、地方主義 (particularisme) が色濃く残る地方であった。このようなノルマンディの独自性を象徴するものの1つとして、14世紀前半に成立したノルマンディ地方三部会が挙げられる。筆者は既に別稿で、ノルマンディ地方三部会の成立過程について検討したことがあるが、都市ポン・トドメールで開催された1348年のノルマンディ地方三部会では、国王課税への合意に加え、ノルマンディにおける税の徴収、管理、運営を行う機能も、地方三部会が有することになったことが明らかになった⁽⁵⁾。このようにノルマンディ地方三部会は、上述のエシキエとノルマンディ憲章と並んで、ノルマンディの地方主義を支えた3つの柱の1つとして機能していたと考えられるのである⁽⁶⁾。

しかしその一方で、近年、三部会をはじめとするフランスの身分制議会研究は、一般に不活発である⁽⁷⁾。特にノルマンディ地方三部会に関する研究については、19世紀末の A. コヴィル、20世紀前半の H. プラントウの研究以来、筆者の管見の限り、新たな論考は見られない⁽⁸⁾。しかし今日の議会史研究では、H. G. リチャードソンや G. O. セイルズらの研究によって⁽⁹⁾、旧来のホイッグ史観、すなわち王権と議会の二元論的対立という考えは修正され、より当時の社会の実像に合わせた新たな身分制議会像を提示する見解も現れている⁽¹⁰⁾。そこで本稿では、ノルマンディ地方三部会を王権と地域住民の双方向的コミュニケーションの場と捉え、フランス化と地方主義という、相反する様相を呈するノルマンディ地方を、王権がどのように統治し、また地域住民が王権の支配に対してどのように対応していたのかを考察してみたいと思う。

第1章 三部会研究の動向

本章では主に全国三部会を中心に、中世フランスの身分制議会の研究動向を概観する。中世後期において、フランスの身分制議会は、様々な機能を果たしていた。第一に、身分制議会は王権が臣民に対して自身の政策を提示し、税やその他の負担を受け入れさせる場であった。またそれと同時に、身分制議会は、君臣間のコミュニケーションを通して相互の情報を共有する機能を持っていた。すなわち被支配者層にとって、身分制議会の開催は、国王役人の不正などの苦情を王権に訴える重要な機会となったのである⁽¹¹⁾。

中世フランスの三部会が単なる国王課税の承認機関ではなく、実質的に君臣間、あるいは地域住民間のコミュニケーションや議論の場として機能していたことは、言葉の問題にも現れている。一般に全国三部会と呼ばれる身分制議会は、北フランス全国三部会と南フランス全国三部会に分かれて開催されていた。この様に全国三部会が2つに分割されて開催された理由は、王国周縁部の住民が三部会に参加するための旅程の困難を考慮したことと、三部会参加者間で議論を理解するために、フランス北部のオイル語圏（ラングドイル）と、南部のオック語圏（ラングドック）に分かれて開催されたためである⁽¹²⁾。また三部会におけるコミュニケーションに関する研究では、近年、三部会で用いられるレトリックや儀礼、席次争いに着目した研究も散見される⁽¹³⁾。

しかし既述したように、少数の個別研究を除けば、中世の全国三部会研究は、一般に低調である。その理由は、1) 全国三部会が常設の組織ではなく、中世後期を通じて全国三部会が招集されない期間が長かったこと、2) 史料の欠如、そして3) 中世全国三部会失敗論が根強く残っているためである。

まず1)について。全国三部会であれ、あるいは王国周縁部の地方で開

かれる地方三部会であれ、これらの身分制議会は常設あるいは定期的に開催される組織ではなく、王あるいは各領邦の諸侯が必要時に開催する臨時の議会であった。そのため、全国三部会が開催されるのは、通例王国の緊急時、すなわち当時英仏間で争われていた百年戦争（1337～1453年）が熾烈を極めた時期であった。具体的には、ポワティエの戦いの前年である1355年から、1360年のブレティニ・カレー条約を経て英仏間の武力紛争が再開する1369年の間が、最も頻繁に全国三部会が開催された時期である⁽¹⁴⁾。しかしその後、百年戦争後期には、全国三部会はシャルル6世（在位1380～1422年）の治世に3回、シャルル7世（在位1422～1461年）の治世に2回開催されただけである。百年戦争後の全国三部会も、各王の在世上1回から2回しか開催されないのが通例であり、この開催回数の少なさが三部会研究を困難にさせているのである。

また2)について。全国三部会および地方三部会の研究において、最も重要となるのは史料の存在である。ところが、一部の三部会を除いて、議事内容を記した議事録は残存していないのが実情である。そのため、これまでの三部会研究の多くでは、議事録の欠如を補うために、三部会の決議を記した勅令や、都市参事会の議事録、会計簿、年代記などの物語史料、文学作品などが補助的な史料として用いられてきた。しかしこれらの史料を用いても、多くの場合、三部会内で行われた議論の内容やその参加者名などを解明することは難しいため、議事録の欠如は三部会研究を困難にさせている一因となっている⁽¹⁵⁾。

最後に3)に関して。研究史上、長い間、中世のフランス身分制議会は「失敗」であったと考えられてきた。このような見解は、古くはトクヴィルによって検討されている⁽¹⁶⁾。また同時代のイングランドと対比して、「成功」したイングランド議会と「失敗」したフランス全国三部会の比較研究も、R. ファウティエやA. R. マイヤーズによって行われた⁽¹⁷⁾。

特にP. S. ルイスは、フランスの全国三部会の失敗の理由を、イングランド議会と比較しつつ、以下の点に集約している。第一に、フランス身分

制議会の多様性の問題が挙げられる。イングランドでは、立法や課税への同意に際して、基本的に単一の議会に代表が送られるが、上述したように、フランスの身分制議会は2つの全国三部会と、王国周縁部に複数の地方三部会が並在し、この複雑さが政治システム上の失敗につながった。第二に、地方主義の存在が指摘される。フランスでは、地方ごとに独自の慣習が強く根付いた。従って実際に課税を実施する場合、税の種類や割り当ては、各地方の慣習に大きく依拠して行う必要があった。そのため王権は、全国三部会よりも、地域単位で個別に交渉する地方三部会を重視したため、全国三部会は衰退したと考えられるのである。第三に、イングランドと比較して、フランスは広大なために、王国周縁部の住民が旅程の困難を危惧して全国三部会の開催に消極的であったことが挙げられる。第四に、代表制の未発達性が指摘される。都市の代表は十分な決定権を持っておらず、しばしば彼らは「聞き、報告する」ためだけに三部会に送られた。また都市や貴族は、自身が出席していない全国三部会の決定には従うことはできないと主張することもあったのである⁽¹⁸⁾。

またCh. フレチャーは、上記の中世フランスにおける代表制の失敗に関して、P. S. ルイスの説を踏まえながら、次のように指摘している。共同体の代表が決定したことは、その人物が属する共同体全体を拘束するという代表制の原理は、王権にとって、特に臨時税を課す際に重要な原則であった。イングランドでは、エドワード1世（在位1272～1307年）の治世において、州の騎士や都市民に送られる招集状には、代表に全権（plena potestas）を持たせるように指示されていた。ところが1339年の時点において、下院は王の要求に同意する前に、代表が属する共同体に諮問する必要があると述べている。しかしこのような主張は、1339年が最後であり、以後イングランドでは代表制が定着した。

フランスでも、王権はこのような代表制の原則を確立しようと努めた。1302年、初の全国三部会で、フィリップ4世（在位1285～1314年）は代表に全権を委任するよう各共同体に求めていた。しかし実際には、フランス

では代表制は浸透せず、例えば1321年、フィリップ5世（在位1316～1322年）は、代表が自身の属する共同体に諮問する必要がないよう、三部会開催前に、各共同体に王の意図を伝える使者を派遣する必要があったのである⁽¹⁹⁾。

またさらにCh. フレチャーは、フランスの各都市は、全国三部会という王権との「公式の交渉手段」をあまり重視していなかったという点も指摘している。フランスの各都市は、王権との「非公式の交渉手段」、すなわち「良き都市 (bonnes villes)」となることで、王権に対する交渉が可能となったのである⁽²⁰⁾。

以上の理由により、中世末から近世初頭にかけて全国三部会は次第に衰退していったと考えられるのである。しかしそれに対して、王国周縁部の地域で開催された地方三部会は、中世後期から近世にかけて、一定の役割と地位を維持し続けた。その理由は、上述したように、地方主義の強いフランスでは、実際に王権が王国各地に税を課す場合、地域の慣習や特権を鑑みて、各地方と個別に交渉する必要があったからである。また地方三部会は、国王課税の承認を主目的としながらも、地域の防衛や河港の修復など、中世後期において多様な役割を果たしていた⁽²¹⁾。そこで本稿では、1351年にノルマンディの都市ボン・トドメールで開催された地方三部会の史料を手がかりに、地方統治における王権と地方の相関関係について検討してみたいと思う。

第2章 1351年のノルマンディ地方三部会の背景

史料の検討に移る前に、1351年のノルマンディ地方三部会の背景となった、14世紀中葉のノルマンディ地方の状況について概観してみたいと思う。

ノルマンディ地方三部会成立の背景に、百年戦争遂行のための財政および軍事的要求があることは、同地方三部会が初めて開催された年と百年戦

争勃発の年が、1337年と同年であることから推測できる。ノルマンディはイギリス海峡に面し、地理的に、フランス王国の中心地であるイル・ド・フランス地方とイングランドの中間地点に位置する。百年戦争前半において、イングランド軍による北フランス侵攻は、フランドル方面、ブルターニュ方面、ノルマンディ方面の3方向に向けて行われた。フランドルとブルターニュがそれぞれ自律的な家産諸侯領であったのに対して、百年戦争勃発当時、ノルマンディは王太子ジャン（後のジャン2世、在位1350～1364年）の王太子領であり、フランス王権にとって、イングランド軍の侵攻と対峙する重要な地域の1つであったのである⁽²²⁾。

イングランド軍による初の大規模なノルマンディ侵攻は、1346年に行われた。同年の7月12日、15,000の軍を率いてコタンタン半島のサン・ヴァースト・ラ・ウーグに上陸したエドワード3世（在位1327～1377年）は、ノルマンディを東進し、7月22日にサン・ロ、7月31日にカン、8月2日にリジューを陥落させた。その後イングランド軍はルーアンやエヴルーを避けて南下し、ポワシーでセヌ川を渡って北上し、8月26日クレシーの戦いでフランス軍を打ち破り、翌1347年8月4日には、11カ月の包囲の末、カレーを陥落させた⁽²³⁾。

イングランド軍のノルマンディ侵攻に始まる一連のフランス軍の敗北は、フランス王権にノルマンディの防備体制強化の必要性を痛感させた。フランス王フィリップ6世（在位1328～1350年）は、1347年7月10日、ノルマンディ貴族ゴドフロワ・ダルクールをルーアンとカン方面の軍事指揮官（capitaine）に任命した。そして早くもカレー陥落の3週間後の1347年8月25日には、ゴドフロワ・ダルクールの管轄地域において、地方防衛のための臨時課税を命じている⁽²⁴⁾。

またこれと同時に、ノルマンディでは再度のイングランド軍の侵攻に備えて、更なる防衛体制の強化を行う必要があった。そのために開かれたのが、1348年のポン・トドメール地方三部会である。同地方三部会において、ノルマンディ地方三部会は援助金の徴収実務や決算を処理する地方行

政組織としての側面を獲得することになったのである⁽²⁵⁾。

1348年の地方三部会以後も、1351年にポン・トドメールで、翌1352年にルーアンで、さらに翌1353年に再び援助金の徴収をめぐってノルマンディ地方三部会が開催された。このように毎年ノルマンディで地方三部会が開催された理由は、三部会が認めた援助金の徴収が、一般に期限を1年と定められていたためである⁽²⁶⁾。そのため王権は、本来不定期に開催されていた地方三部会を、定期的に開く必要が生じたのである。

さらに1350年代には、ノルマンディ地方三部会の開催規模が多様化することとなった。これまでノルマンディ地方三部会は、同地方全体を対象に開催されていたが、必要に応じてバイイ管区を範囲とする三部会や、下ノルマンディ地域を対象とした「地域」三部会が催された。例えば、1353年8月には、ポントルソンの防衛を目的としてコタンタン地域三部会が開催され、また翌1354年には、ブルターニュ継承戦争（1341～1365年）の休戦協定の期限切れを受けて、1月にサン・ロで、翌2月にカンで下ノルマンディ地域三部会が催された⁽²⁷⁾。

このようにノルマンディ地方三部会が定期化、多様化するなかで、都市ポン・トドメールで開催された1351年のノルマンディ地方三部会は、1347年のカレー陥落後に締結された休戦が、1351年4月に期限切れとなったことが遠因となって開催された。同地方三部会は、事実上ノルマンディ地方三部会が定期開催化する契機となった三部会であり⁽²⁸⁾、H. プラントゥはノルマンディ地方三部会が新たな段階に入った重要な三部会であると評価している⁽²⁹⁾。そこで以下、「王権から税制面で真の自律性を奪取するに至った」と評価され、ノルマンディ地方三部会の歴史の一つの頂点とされる1348年のノルマンディ地方三部会の決議事項と比較しながら⁽³⁰⁾、1351年のノルマンディ地方三部会について検討する。

第3章 1351年のノルマンディ地方三部会の検討 — 1348年の三部会との比較から —

上述したように、一般に三部会研究においては、史料の欠如、特に議事の内容や決議事項を記した議事録が残存していないことが、研究の推進を阻んでいる。しかし1351年のノルマンディ地方三部会は、第三身分（都市代表）部会の議事録が残っており、他の三部会に比べてより詳細な検討が可能である⁽³¹⁾。

1351年の議事録には、冒頭でノルマンディ地方三部会の開催を命じるフランス王ジャン2世の書状が採録されている。同書状では、同年4月に期限切れとなるイングランドとの休戦協定を見越して、2月16日にパリで全国三部会が開催されたことが述べられている。同全国三部会において、ジャン2世は援助金を要求したが、「前述の高位聖職者達は、余に対して親切に応じ、十分に要求に応えたが、余は、他の者達と条件を審議するために、貴族と都市共同体の代表を彼らの郷土に送り返した」のである⁽³²⁾。このため都市の代表に対しては3月20日に、貴族の代表に対しては同月24日にポン・トドメールに集まるよう取り決められた。

次に同議事録には、都市代表の地方三部会に出席した人物の名が、バイイ管区ごとに記されている。すなわち、ルーアンのバイイ管区については、ルーアンの代表5名を最大として、計23都市47名の代表を確認できる。その他、カンのバイイ管区から計5都市8名、コタンタンのバイイ管区から計6都市7名、コーのバイイ管区から計22都市35名、ジゾールのバイイ管区から計6都市9名の代表が、ノルマンディ地方三部会に出席したことが記載されている⁽³³⁾。

これら出席者のバイイ管区ごとの分布から、ノルマンディ地方三部会は、実際には上ノルマンディの都市を中心として構成されていたことが確認できる。1351年の地方三部会のみならず、多くの場合、ノルマンディ地

方三部会はルーアンやボン・トドメールなどのノルマンディ東部の都市で開催された。このことは、ノルマンディ西部に位置するカンやコタンタンのバイイ管区の都市が、全ノルマンディを対象とした地方三部会に参加することを事実上困難にし、1353年以降、より小規模な地域三部会が開催されるようになった一因となったと考えられる。

代表名の記載に続いて、議事録には、1351年の地方三部会を主宰する王の代理人によって、三部会開催の意図が述べられている。すなわち、王は臣民の利益に配慮して王国を統治しており、また臣民の抑圧を取り除くために、簡潔にイングランドとの争いを終結させる意図を持っている。そして「これらのことは、人々の助言と援助なしではなすことはできない」と述べた後⁽³⁴⁾、2月に開催された全国三部会の結果と、ノルマンディの都市民と貴族を対象とした地方三部会の開催経緯を説明している。

次に、都市代表側からの王権への要求が述べられている。初めにイングランドとの戦いによる被害について、「どれほど前述の戦争や死や税によって、多くの人々が多大な負担を課され、また損害を受けか。この地方と都市の非常なる破壊と災害において、人々は殺害され、女性は暴行され、捕虜のための過度の身代金によって、この地方の財産は奪われ、脅かされたため、この地の全ての商品は保護されなければならなかった」と述べられている⁽³⁵⁾。その後、戦渦の影響について、「同じく、このため戦時中、損失と荒廃が起こったので、貨幣価値の変更や、欲得ずくの役人や、自らは寛大であるという役人、またこれらの（役人の）増加によって、財産の徴収があった。正式な情報がないので、国王役人によって多くの人々が日々働かされ、不当に非難された」とされており、貨幣の改悪、役人の不正などが問題になったことが読み取れる⁽³⁶⁾。これらのことはノルマンディ地方に認められていた特権や自由に違反することであり、通常「もし陪臣招集が叫ばれる必要を認める場合を除いて、いかなる援助や援助金も課されることはない」のであった⁽³⁷⁾。

以上の王権側及び都市代表側の意見陳述の後、議事録には三部会で取り

決められた全35か条の決議が列挙されている。そこで以下、1348年の地方三部会との比較を交えながら、1351年の地方三部会決議について検討する⁽³⁸⁾。

1351年の地方三部会決議全35か条は、内容別に、1) 税(1条から10条、28条から30条)、2) 貨幣(11条)、3) 徴発(12条)、4) 国王役人(13条から16条、19条、20条、24条)、5) 請願や裁判(17条、18条、21条から23条、25条、26条)、6) 私戦の禁止(27条)、7) 特権の確認(31条、32条)、8) 貴族に関する事(34条、35条)に分類することが出来る⁽³⁹⁾。

1) に関して。課税方式は、1リーヴルにつき6ドゥニエの課税、すなわち2.5%の売上税と規定され、小売業者は1日の売り上げが5スーに満たない場合、税を払わなくてもよいとされた(1条)。また販売業者は、徴税人の給与分として、1リーヴルにつき2ドゥニエ(0.83%)支払うことが取り決められ(2条、3条)、実質3.3%の売上税が課せられた。この税率は1348年の三部会で取り決められた税率と同じである。ただし1348年の三部会では、課税方式が販売者と購買者双方に対して課される消費税であったことを考慮すると、一般の消費者の負担に配慮したことが読み取れる。

また税を負担する販売業者は居酒屋(4条)や食料品店(5条)とされ、不動産の売却や小作料に関しては免税された(6条)。販売総額については、販売業者の申告制とされ(7条)、虚偽申告の疑いがある場合は、国王裁判官が審理を行うとされた(8条)。徴税人は3か月ごとに王に対して請負額を支払い(9条)、徴税人が不足することを見越して、下級役人であるヴィコントも徴税を請け負うこととされた(10条)。またこの売上税の支払い期間は、国王借款や他の援助金、その他の税は課せられないとされ(28条)、課税地域はノルマンディ内の王領地に加え、親王領、その他の貴族の所領に及んだ(29条)。またこの税によって徴収された金額の中から、都市の市壁の建築や補修費が出されることになった(30条)。

2)の貨幣価値については、改善が取り決められた。また3)に関して

は、いかなる者もノルマンディにおいて馬や食料品を徴発することはできないとされた。徴発の禁止は1248年の三部会でも取り決められていたのに対して⁽⁴⁰⁾、貨幣価値の改善については、ノルマンディ地方三部会では初めて規定された。このことは、上掲の都市側の代表の訴えを反映させた結果であると考えられる。

4) に関して。1351年の地方三部会決議の特徴として、国王役人に関する規定が計7か条と、全体の2割を占めていることが挙げられる。このことは、1348年の地方三部会決議では、国王役人に関する規定が、決議事項全21か条の内、第19条の1か条のみであったことと対照的である⁽⁴¹⁾。

1351年の地方三部会の決議では、ノルマンディの下級役人であるセルジャンが自身の職を請負に出すことを禁じ(13条)、かつて同地方に存在した総セルジャン職に関して、改めて廃止が確認された(14条)。ある人物が官職を得る場合、事前にその人物の適格性が調査された(15条)。国王役人は、自身の管轄外から利益を得ることが禁じられ(16条)、地方役人だけでなく、家政職である王邸(Hôtel du roi)役人による不当な罰金徴収も禁じられた(19条)。この他、湖水森林監督官の職務執行に関する規定(20条)や、罰金の徴収に当たるのはセルジャンのみであることが確認された(24条)。

5)の請願や裁判に関する規定も、計7か条にわたって規定されている。まず王邸の王室掌請部(Maître des Requête)は、王の許可なくノルマンディの人々の請願を扱ってはならず(17条)、またその他の王邸役人や王妃、王子も、ノルマンディの人々の訴えを扱ってはならないことが取り決められた(18条)。上訴は、湖水森林監督官の判決であれ、提督や執達吏その他の判決であれ、エシキエに対して行われることが確認された(21条、22条)。またこれらの国王役人は、彼らの職務に関連する裁判権のみを有しており、管轄外の裁判を行ってはならないとされた(23条)。他方、地方役人であるバイイやヴィコント、プレヴォは、上述の提督や湖水森林監督官などの裁判権に抵触してはならず、もし両者の間で裁判管轄に疑義があ

る場合は、エシキエで審議された(25条)。裁判に関する決議は教会裁判にも及び、教会裁判所検事による過酷な取り調べは禁じられた(6条)。

6)に関して。貴族間で起こる私戦は禁じられ、バイイやヴィコントは、私戦を発見した場合、「紛争当事者の身柄を拘束し、その財産を差し押さえたうえで、彼らの身柄をルーアンの監獄に移送すること」が取り決められた⁽⁴²⁾。この私戦の禁止も、上掲の都市代表による要求を反映させたものであると考えられる。

7)の特権に関する事項については、今回の税がノルマンディの特権に損害をもたらしてはならないこと(31条)、またノルマンディの慣習や特権、自治権の不可侵が確認された(32条)。1348年の地方三部会では、特権の確認が冒頭の第1条と2条で確認されたのに対して⁽⁴³⁾、本三部会ではそれが事実上最後尾に配されたのは、非常に対照的である。このことは、ノルマンディの都市代表が、具体的損害に対処することを重視して、1351年の地方三部会で王権と交渉を行なったためであると考えられる。

最後に8)の貴族に関わる規定について。本議事録は都市代表部会の史料であるため、該当する34条と35条は、都市代表部会の四日後に開催される貴族部会の方針を述べたものである。まず、19名の貴族代表に加えて、ノルマンディ地方の国王役人や一部の都市代表が、貴族部会に出席するよう命じられた(35条)。そして貴族部会において、都市代表部会における決議事項を説明し、上掲の売上税は彼らの領内や、オルレアン公やナバラ王がノルマンディに保有している土地でも徴収されることとした。ただしこの売上税に関して、貴族が自身の領内で生産された産物や、転売目的で購入したのではない財産を販売した場合、税は免除されることとされた。またノルマンディの防衛に関して、王は現地の貴族の中から守備隊長を任命し、一定数の兵を派遣することとなった。

以上、1348年の地方三部会決議と比較しながら、1351年のボン・トドメル地方三部会都市代表部会について検討した。1351年の決議事項で特徴的であったのは、国王役人の職務やその裁判権に関する事項が全体の4割

を占めていることである。また1348年の三部会決議では規定されていなかった新たな内容も確認できた。このことは、1351年の地方三部会では、国王課税のみならず、現実の問題に即して幅広く議論が行われたことを示唆していると考えられるのである。

おわりに

ここでは、以上検討した1351年の地方三部会と、1348年の地方三部会の決議内容の全体的な傾向を比較することで、ノルマンディ地方三部会の変化と、王権と地域住民の双方向的なコミュニケーションのあり方について検討する。

まず、1348年の地方三部会決議が税務の内容に偏重していたのに対して、1351年の決議は、その内容が税だけではなく、貨幣価値の改善や国王役人の職務に関することなど多岐にわたっていたことが挙げられる。このことは、元来、国王課税に対する承認機関であったノルマンディ地方三部会が、地方の多様な問題に対処する統治機関としての性格を強めたことを示している。

次に、1351年の地方三部会決議は、都市代表側の訴えに則した内容となっているということが指摘できる。上述のように、都市代表側は地方三部会において貨幣価値の変更や国王役人の不正に対する苦情を訴えていた。1351年の決議は、これらの訴えを反映させる内容となっており、特に国王役人とその裁判権に関する事項が全体の4割を占めていることは注目に値する。このことから王権は、地方三部会において、地域住民との双方向的なコミュニケーションを通して、地方統治を行っていたという実態が窺えるのである。

しかし、1351年の決議では、1348年の決議で認められていた、ノルマンディ地方三部会による税の徴収・管理という財政上の自律性は削除された。税の徴収は徴税人やヴィコントによって行われ、集められた税は3か

月ごとに王権に収めることとなったのである。同地方の防衛の責務がノルマンディ貴族に帰せられたものの、このことはノルマンディの地方主義という観点からは、同地方の自律性が後退したことを示唆している。しかしイングランドとの争いに起因する混乱に苦しむノルマンディの人々は、地方の自律性に固執するよりも、王権に依拠することで、様々な地方の問題を解決することの方が重要であると判断したのではないだろうか。

最後に、1351年の地方三部会が、同年2月にパリで開催された全国三部会を補完する形で開催されたことは、今後のノルマンディ地方三部会を考察していく上で重要であると考えられる。特に1355年以後、ノルマンディ地方三部会は、毎年開催される全国三部会とどのように連携し、全国的あるいは地域的な諸問題を解決していったのであろうか。この問題は、今後の課題として研究に努めていく所存である。

注

- (1) フィリップ2世によるノルマンディ征服については、以下の文献を参照。
J. Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, pp. 250-255;
Fr. Neveux, *La Normandie royale (XIII^e-XIV^e siècle)*, Rennes, 2005, pp. 14-21.
- (2) 王権は、ノルマンディの一部を分割して親王領とする場合もあった。例えば、ルイ9世は息子ピエールにアランソン (Alençon) とデュ・ペルシュ (du Perche) 伯領を、フィリップ4世は王弟ルイにエヴルー (Évreux) 伯領を与えた。R. Besnier, *La coutume de Normandie*, Paris, 1935, pp. 72-73.
- (3) エシキエに関する邦語文献については、以下を参照。拙稿「カペー期ノルマンディにおける国王裁判権の発展—エシキエとパリ高等法院の関係を中心として—」『西洋史研究』新輯第36号、2007年、42~62頁；同「エシキエ (Échiquier) における人的構成の変遷と国王裁判権」『西洋史学』231号、2008年、22-42頁；同「カペー朝末期ノルマンディにおけるヴィコント・バイイ制とエシキエ」『白山史学』47号、2011年、115-144頁。
- (4) ノルマンディ憲章に関しては、拙稿「ルイ10世治下におけるノルマンディ憲章発布と地方主義」『中央学院大学法学論叢—法学部創設30周年記念号—』第29巻第2号、2015年、263~279頁を参照。

- (5) 拙稿「14世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」『エクスラシス』第5号、2015年。
- (6) S. Poirey, 'La charte aux Normands, instrument d'une contestation juridique' dans *Images de la contestation du pouvoir dans le monde normand X^e-XVIII^e siècle*, Caen, 2007, p. 102.
- (7) 古典的な三部会研究については、A. Boullée, *Histoire complète des états-généraux et autres assemblées représentatives de la France depuis 1302 jusqu'en 1626*, Paris, 1845, 2vols; H. Hervieu, *Recherches sur les premiers états généraux et assemblées représentatives pendant la première moitié du quatorzième siècle*, Paris, 1879; G. Picot, *Histoire des états généraux*, 2^e éd, 5vols, Paris, 1888; J. Russell Mayjor, *Representative Institutions in Renaissance France, 1421-1559*, Madison (Wisconsin), 1960; C. Soule, *Les états généraux de France (1302-1789), Etude historique, comparative et doctrinale*, Paris, 1968 等の諸研究が挙げられる。
- (8) A. Coville, *Les États de Normandie: leurs origines et leur développement au XIV^e siècle*, Paris, 1894; H. Prentout, *Les États provinciaux de Normandie*, vol. 3, Caen, 1925-27.
- (9) H. G. Richardson and G. O. Sayles, 'The Early Records of the English Parliaments', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 5, 1927-1928, pp. 129-150 and 6, 1928-1929, pp. 129-155; id., 'The Parliaments of Edward III', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 8, 1930-1931, pp. 65-82 and 9, 1931-1932, pp. 1-18; id., 'The King's Ministers in Parliament', *English Historical Review*, 46, 1931, pp. 194-203 and 47, 1932, pp. 377-397; id., 'The Origins of Parliament', *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Series, 28, 1946, pp. 137-183; id., *The English Parliament in the Middle Ages*, London, 1981; G. O. Sayles, *The King's Parliament of England*, London, 1975.
- (10) 例えば、堀越宏一「中世後期フランスの三部会における課税合意の形成と課税放棄」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』創文社、2011年、130～158頁が挙げられる。
- (11) G. Naegle, '«Quant ilz avoient affaire pour la guerre, ilz faisoient assembler les trois estats»: royauté et assemblées d'états à la fin du Moyen Âge', dans M. Martin (dir.), *Les états: ordres, institutions et formes (France 1302-1614)*, Langres, 2013, p. 13.
- (12) Ibid., pp. 13-14.

- (13) 例えば、J.-F. Lasallmonie, 'Un discours à trois voix sur le pouvoir: Le Roi et les états généraux de 1484', dans D. Boutet et J. Verger, *Penser le pouvoir au Moyen Âge*, Paris, 2000, pp. 127-155; M. Hébert, 'Le Théâtre de l'États: Rites et discours dans les assemblées provençales de la fin de Moyen Âge', *Historical Reflexions*, 19, 1993, p. 267-278; id., 'L'Ordre des discours: Les Conflits de préséance dans les assemblées parlementaires de la fin de Moyen Âge', *Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, Comptes rendus des séances de l'année 2009*, janvier-mars, Paris, 2009, fascicule 1, pp. 125-151などを参照。
- (14) G. Naegle, 'Quant ilz avoient affaire pour la guerre', p. 14.
- (15) この様な研究上の障害がありながらも、三部会研究は19世紀後半から20世紀半ばにかけて盛んに研究されてきた。特にノルマンディ地方三部会以外の地方三部会研究に関しては以下を参照。C. Hirschauer, *Les États d'Artois de leurs origines à l'occupation français, 1340-1640*, 2vols, Paris, Bruxelles, 1923; A. Tomas, *Les États provinciaux de la France centrale sous Charles VII*, 2vols, Paris, 1879; J. Billioud, *Les États de Bourgogne aux XIV^e et XV^e siècle*, Dijon, 1922; L. Cadier, *Les États du Béarn depuis leurs origines jusqu'au XVI^e siècle*, Paris, 1888, rep. Marseille, 1979, Biarritz, 1998; id., *Le Livre des syndics des états de Béarn*, t. 1, Paris, 1889; J. M. Tyrrell, *A History of the Estates of Poitou*, Paris, 1968; A. Dussert, *Les États du Dauphiné aux XIV^e et XV^e siècle*, Grenoble, 1915; id., *Les États du Dauphiné de la guerre de Cent Ans aux Guerre de Religion (1457-1559)*, Grenoble, 1923.
- (16) A. de Tocqueville, *Oeuvres complètes*, t. 1, *L'Ancien Régime et la Révolution*, J. P. Mayer, 2^e éd., Paris, 1952, p. 160.
- (17) R. Fawtier, 'Parlement d'Angleterre et états généraux en France au Moyen Âge', *Comptes rendus de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 1953, pp. 275-284; A. R. Myers, 'The English parliament and the French Estates General in the Middle Ages', *Album Helen Maud Cam*, t. II, Louvain, Paris, 1961, pp. 139-153.
- (18) P. S. Lewis, 'The Failure of the French Medieval Estats', *Essays in Later Medieval French History*, London, 1985, pp. 106-112.
- (19) Ch. Fletcher, 'Political representation', in Ch. Fletcher, J.-Ph. Genet and J. Watts (ed.), *Government and Political Life in England and France, c. 1330-c. 1500*, Cambridge, 2015, pp. 222-223.

- (20) *Ibid.*, pp. 218-219. 「良き都市」に関しては、以下の論考を参照。B. Chevalier, 'The bonnes villes and the King's Council in Fifteenth-Century France', in J. R. L. Highfield and R. Jeffs (eds.), *The Crown and Local Communities*, 1981, pp. 110-128; G. Small, 'Centre and Periphery in Late Medieval France: Tournai, 1384-1477', in Allmand (ed.), *War, Government and Power in Late Medieval France*, Liverpool, 2000, pp. 145-174.
- (21) 木村尚三郎「古典的封建制から絶対王政へーフランス身分制議会史研究のためにー」『歴史学研究』242号、1960年、67頁。
- (22) W. M. Ormrod, 'England, Normandy and the Beginnings of the Hundred Years War, 1259-1360', in D. Bates and A. Curry (ed.), *England and Normandy in the Middle Ages*, London, 1994, pp. 201-201.
- (23) Fr. Neveau, *La Normandie pendant la guerre de Cent Ans*, Renne, 2008, p. 33.
- (24) L. Delisle, *Actes Normands de la chambre des comptes sous Philippe de Valois (1328-1350)*, Rouen, 1871, n° 201, pp. 351-352.
- (25) A. Coville, *Les États de Normandie*, p. 62.
- (26) *Ibid.*, p. 70.
- (27) *Ibid.*, pp. 72-74.
- (28) 1349年と1350年にもノルマンディの貴族や諸身分を集めた集會が開催されたが、その内容は不明である。*Ibid.*, pp. 64-65.
- (29) H. Prentout, *Les États provinciaux de Normandie*, vol. 1, p. 102.
- (30) Fr. Neveux, *La Normandie royale*, p. 499.
- (31) E. de Laurière et D. F. Secousse (éd.), *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, Paris, 1723-1849, t. 2, pp. 400-410.
- (32) 《quod praefati Praelati Nobis gratiosce concesserunt, et plene responderunt, et ipsos Nobiles, et Communitates ad partes suas remisimus dictum tractam cum aliis suae conditionis》, *Ibid.*, pp. 402-403.
- (33) *Ibid.*, pp. 403-404.
- (34) 《lesquelles choses il ne puet faire sans le conseil et aide de sondit peuple》, *Ibid.*, p. 404.
- (35) 《combien que eulz par les guerres devant dites, par la mortalité et autres charges, plusieurs ayent esté grevez wt dommagiez grandement, tant en destruction et arsure de Villes et Pays, des gens d'icellui murdris et tuez, femmes ravies, et par excessives rancons de prisons, et les biens dudit Pays pris, gastez, perilliez, et toutes marchandises dont ledit Pays estoit

- gouvernez》, *Ibid.*, p. 405.
- (36) 《aussi comme perdue et deserte durant lesdites guerres pour le fait d'icelles, en mutations de monnoie, et en prise de leurs biens, et aussi par Sergens mercenaires, et par autres Segens qui se disoient generaulx, et par multiplication d'iceulx; et parce que sans information deue, plusieurs par les Officiers dudit Seigneur ont esté》, *Ibid.*, p. 405.
- (37) 《ils ne sont tenus à faire aide, ou subside aucun, se ce n'est ou cas où il conviendrait de nécessité l'Arriereban estre ciré》, *Ibid.*, p. 405. このことは、1315年の第1ノルマンディ憲章及び1339年の第2ノルマンディ憲章によって認められていた。第1ノルマンディ憲章については、上掲の拙稿「ルイ10世治下におけるノルマンディ憲章発布と地方主義」を参照。また第2ノルマンディ憲章については、拙稿「14世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」、68～70頁を参照。
- (38) 1348年の三部会決議は、全21か条の内、ノルマンディの特権の確認（1条、2条）、城塞の建設（13条）、尋問官の派遣（19条）などが含まれるものの、その大部分が課税対象、課税方式、税徴収・管理などの税務関係の内容に占められていた。具体的には、拙稿「14世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」、70～75頁を参照。
- (39) *Ord.*, t. 2, pp. 405-410. また第33条には、これらの内容を王が確認することが述べられている。
- (40) 拙稿「14世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」、73頁。
- (41) 「その地方全土の平和のために、彼（ノルマンディ公ジャン）はその地方の役人に対する改革委員を派遣する（Que pour tout le pays en paix il enverroit commissaires reformatteurs sur ses officiers pay le pays）」、A. Coville, *Les États de Normandie*, Pièce Justificatives, n° V, p. 347.
- (42) 《ils prennent les corps et les biens des guerroyeurs, et les corps envoient en prison à Rouen》, *Ord.*, t. 2, p. 409.
- (43) 拙稿「14世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」、73頁。

